

批評・紹介

曹永祿著

中國近世政治史研究

——明代科道官の言官的機能——

渡 昌 弘

歴代の中國には、政治に對する監督を任務とするものとして、言官と察官とがあった。言官とは、君主の政治に關して意見を申し述べるもので、給事中の系統がこれにあたる。これに對し、官僚を糾察する責任を負う察官は御史の系統で、元來、兩者の間には截然とした區別があった。ところが、明代に於いては、職責が相當程度に重なりあうものになっていたため、給事中と御史の兩者をひっくりめて言官と呼ぶのが普通になったという。また兩者が、六科給事中の科と十三道監察御史の道をとって科道官とも呼ばれていたことは、周知の通りである。本書は、副題が示すように、右の如き特徴をもつ明代の科道官について検討を加えたものである。

評者は、著者の曹永祿氏について詳しく知らないが、「はしがき」及び奥附けの部分から、まず簡単な紹介をしておこう。著者は一九三六年生れで、現在、韓國東國大學教授。一九六五年に論文「明代東林學派の研究——高攀龍の生涯と思想を中心に——」⁽¹⁾を發表して以來、明代の思想を中心に研究を進める一方、政治史にも關心を抱き續けていたという。そして、一九八二年に來日。京都大學人文科

學研究所に約一年間滞在したが、その間、小野和子教授の助力と激勵を得て、科道官についての研究を進めた。歸國後、相次いでその成果を發表するが、のちに、それらに未發表の新稿を加え、「明代科道官體系の形成と政治的機能に關する研究」という題目でソウル大學に提出し、一九八七年に學位を授與された。その全體の内容が、本書である。ただし、出版にあたって、書名を「中國近世政治史研究——明代科道官の言官的機能——」に改めたとのことである。

さて、序論によると、著者の關心は次の二點にある。第一は、來歴を異にする給事中と御史が同一の言官として體系化され、明代政治史の中で言路（言官による言論、言論一般ではない）としての役割を強化していった過程の解明であり、第二は、中國史上、專制君主體制が最も發達した明代の中・後期に、科道官の職能が、察官ではなく、言官としての性格を表出した理由の究明である。本書の構成は、左の通りである。

はしがき

序 論

第一篇 科道官體系の形成と展開

第一章 太祖の科道官設置と言路對策

第一節 言路開放と科道官設置

第二節 言路開放とその實際

第二章 永樂・正統年間に於ける科道官體系の形成

第一節 六科給事中の中央官化

第二節 十三道監察御史の言官的性格

第三節 科道官の接近と言官的體系の形成

第三章 景泰・天順年間に於ける科道官體系の確立と發言權の強化

第一節 土木堡事變後の政局と公論の尊重

第二節 科道官體系の確立

第三節 景泰・天順年間に於ける科道官の發言權強化

第四章 成化・弘治年間に於ける帝室の「與民爭利」と科道官の政治批判

第一節 科道官の政治的機能の擴大と「秩卑權重」

第二節 帝室の私益追求と科道の抗争

第三節 弘治「新政」と科道官の建言

第四節 科道官の宦官・大臣批判

第五章 正徳朝の亂政と科道官の集團抗議

第一節 八虎打倒計畫における戸部と科道

第二節 劉瑾の科道彈壓と公論の後退

第三節 武宗の游幸と科道官の集團抗議

第二篇 黨争と科道官の政治的役割

第一章 嘉靖初期の「大禮の議」をめぐる政治的對立と科道官

第一節 正徳・嘉靖交替期の政局と楊廷和內閣

第二節 楊廷和內閣派と科道官

第三節 大禮派と科道官

第四節 大禮派の執權と科道官箝制策

第二章 嘉靖以後の首輔權強化と科道の對應

第一節 張璁・夏言の閣權爭覇と科道官

第二節 嚴嵩の專政と科道の公論後退

第三節 徐階の分權主張と科道官の呼應

第四節 高拱の專權主張と科道官の批判

第五節 張居正の考成法と科道の對應

第三章 張居正內閣後の內閣派と東林派科道の對立

第一節 申時行內閣の「出位越職の禁」と科道官

第二節 王錫爵內閣・吏部・科道官の對立

第三節 沈一貫內閣の言官利用と東林派科道

第四章 萬曆・天啓年間に於ける黨争の激化と科道の政局主導

第一節 科・道の員缺と三黨科道の政局主導

第二節 泰昌・天啓年間に於ける東林・閹黨の政争と科道官

の政局主導

第五章 明の滅亡と崇禎朝の科道官

第一節 崇禎初の政局と兩派科道の對立

第二節 朝廷と科道官の言路觀の是非

第三節 毅宗の科道官對策と姜・熊の獄

結論 君主絶對制下に於ける科道官の言官的性格とその限界

引用文獻

英文概要

索引

なお、考察の對象である科道官の言路活動は、嘉靖の「大禮の議」以後活潑に展開されるようになり、それ以前の言官的機能とは相違が見られる。本書が二篇に分けて論述されているのは、そのためという。以下、内容を紹介していこう。

第一篇では、科道官が政治史に果たした言官的機能を中心に、科道官體系の形成と、景泰年間から正徳年間までの體系の發展及びその政治的機能擴大の問題を中心に、五章に區分して敘述している。

第一章。周知のように、太祖洪武帝は「胡惟庸の獄」を契機として官制改革を斷行し、獨裁體制を確立したが、言路對策と科道官の設置・運営は、その一環である。つまり、太祖の言路開放は、君臣上下の名分秩序を政治理念とする彼の君主權強化政策に起因するもので、すべての言論はその實現に存在理由があった。元代の制度を踏襲した記録官に過ぎない六科給事中と十二道監察御史に、言責（言論の責任）としての職任が加重された。しかし、言路としての科道官に成長するのは、洪武二年以後に行われた制度の改變（諫院の機能の六科への一部轉移、都察院による大臣彈劾などの言事の擔當、監察御史を除く御史臺の廢止、十二道監察御史の都察院への所屬など）の後である。ただ、太祖による科道兩官設置の目的とその運用は、どこまでも君主絶對體制の維持・存続のための手段に過ぎなかった。この段階では、科道官に言官的機能を擔當させるが、それは管理・監察以上の意味を持っていなかったのである。

第二章。「靖難の變」を経て即位した永樂帝は、太祖が實施した言路の開放とは異なり、給事中・御史兩官への積極的な建言の要求などによる言官の育成を通して、政治的安定を圖った。加えて、品秩の低さ・人員の多さなどの共通性により、兩官は接近していった。正統年間になると、内閣制度の成立を背景とした所謂三楊の登場、および宦官王振の擡頭といった政治的變化により、言官の發言

權が相對的に伸張し、と同時に、里甲制の解體・銀經濟の浸透・流民の發生などの社會經濟的變化の中で、兩官の役割が次第に大きくなり、共同で言路活動を行うようになった。それは聯疏・交章劾奏という形で現れた。こうして、洪武初めに設置された六科給事中及び十二道（のち十三道）監察御史は永樂から正統の間に一つの言官的體系、即ち科道官體系の基本的形態を形成していったのである。

第三章。正統一二年の「土木の變」は、科道官體系の確立をもたらした。「土木の變」の發生による邸王の監國・即位とそれに關わる政治的問題、英宗の歸還とその待遇問題、そして也先對策と邊備問題など、國家的規模の様々な困難が相次ぐ情況の中で、科道官に政治的役割が要請され、彼らの發言權が強化されていったためである。科道という用語がこの頃から用いられた事實も、そのような事情を推量させる。なお、確立の時期は、科道兩官の參與によって九卿科道官會議が成立した景泰六年と見るべきである。

第四章。成化・弘治年間に至ると、科道官の政治批判は新たな視角を持つようになった。成化初めに、沒收された宦官曹吉祥の土地をもとに皇莊田が創設されると、科道官はこれに對して、君主が「民と利を爭う」こと、つまり帝室の私利追求であるとの批判を加えた。この事件は、私益を追求する皇帝と公論の代辯者としての科道官との間の、攻防の出発点となったほど重要な出來事である。即ち、それ以後、皇帝の私利追求に對する政治批判に於いて、科道官の活動が活潑化したのである。

第五章。政治的に無能で個人的には不道德な武宗の治世（正徳年間）になると、それ以前にはないほどの劉瑾ら宦官の跋扈が見られ

た。これに對する科道官の批判に、宦官側は人事權を濫用して彈壓を加えたり、章疏が上つてこないようにした。このため、中には自殺に追い込まれる者まで出た。劉瑾の處刑後、暫くして「寧王の亂」が起つたが、その鎮壓を目的とした武宗の南方巡幸も、政治的混亂を齎した。これに對しても、やはり科道官の集團抗議が續けられたが、その抵抗が舉朝的疏争を誘發したことは、注目に値する。

第二篇では、科道官の言路活動が活潑に展開された、嘉靖の「大禮の議」以後、明の滅亡までの時期を、やはり五章に分けて敘述している。

第一章。嘉靖年間に入ると、科道官の言路活動が次第に活潑化した。こうした情況の中で「大禮の議」が発生し、世宗を支持する大禮派と、反大禮派（楊廷和內閣派）とに分かれた。兩派對立の中、反大禮派は君主を公人としてのみ容認して、その私的性質を否定しようとしたのに對して、大禮派は君主の現状を基準に、その獨斷的な政治體制を強調した。また、反大禮派は、內閣權の強化によって言路を開放することで、公論により帝權を牽制すべきとする公權公治論を主張したのに對し、大禮派は內閣權の強化が帝權（公權）の弱體化につながると主張して、君主一元的專制論を展開した。

こうした對立の中で、殆どの科道官は反大禮派に加擔して公權公治論を主張した。君主の獨斷に反對する公權公治論は、明代中期以後、内外の諸變化の中で加速化された士大夫一般の危機意識の所産であった。しかし、結局、大禮派が勝利を収めたことは、現實には君主一元的專制支配が制度的に保證されていたことを物語る。

第二章。楊廷和內閣と世宗との極限的對決である「大禮の議」が

發生した嘉靖以後、萬曆初めに至る時期には、內閣首輔權が次第に強化されていった。ところで、結局のところ大禮派が勝利を収めたが、さりとて言路開放の主張と公權公治論が、それ以後に全く見られなくなった譯ではない。首輔權強化の過程で、分權論と專權論が交互に現われたのである。そして、それに伴つて當然、言路對策、科道官の對應も異なつて出現した。即ち、穩健路線をとる楊廷和・夏言・徐階は、おおむね公論尊重を政策の根本においたため、科道官の支持を得たが、反對に強硬策をとる張璁・嚴嵩・高拱・張居正は、常に言路と對立關係にあったのである。とりわけ、萬曆初期の首輔張居正の專權體制は、嘉靖以來強化されてきた首輔權の集大成としての考成法を實施し、それによって科道官を掌握し得るようになったのみならず、彼らの公權公治論を強力に規制した。しかし張居正內閣の後、反內閣派の政治活動が容認されると、科道官の言路活動も再び活潑になった。

第三章。張居正內閣の次に成立した申時行內閣は、弱體化した考成法を強化しようとした。このとき、吏部が人事權の獨自の運営を標榜して、內閣の從屬的地位から脱しようとしたのみならず、太子冊立問題をめぐつて反內閣派と科道官が政治批判を加えたため、內閣の立場は一層困難なものとなった。そこで、內閣としては、「（百官）出位越職の禁」を下し、言官以外の言論を制限することで、言路の勢いを弱めようと畫策した。しかし、太子冊立問題と京察、そこに加えて礦稅使の派遣により引き起こされた民衆叛亂などの複雑な政治問題は、科道官は勿論、舉朝的な批判を呼び起こした。

申時行內閣につづく王錫爵・沈一貫內閣は、特に人事權をめぐつて吏部と衝突することが多かった。沈一貫內閣では、神宗の支持も

確固とせず、私人の科道官を政治に利用するようになり、これは東林黨と崑・宣・浙黨との科道官の對立に發展し、さらには東林黨と齊・楚・浙黨との科道官の對立へと展開した。このような中で、朝廷では、科道官の批判的言路に對して個別に彈壓を加える以外に、章疏が上つてきても、これを「留中」として批答しなかったり、あるいは、科道官が轉出・死亡もしくは處罰により缺員となつても、補充の措置を講ぜずに放置し、深刻な員缺状態を齎したりした。

第四章。方從哲の執政期には三黨（齊・楚・浙黨）の科道が互角の勢いを成し、東林派勢力は大きく後退した。當時、内閣だけでなく、吏部も三黨の科道に附和し、變則的な君主一元的支配が成し遂げられていたのである。このような内閣・吏部・科道の三者の一體化は、嘉靖以來の首輔權強化の過程で、部分的ないしは一時的に出現したこともあるが、方從哲内閣のもとに於ける三黨の科道による政局主導の如き情況は、初めてであつた。そうして、天啓以後、東林派の執權期や魏忠賢の亂政期でも、科道官は大臣と同列にあり、政局を主導するくらいにその役割が強化されたのである。

萬曆と泰昌、泰昌と天啓の交替期にそれぞれ發生した「紅丸」と「移宮」の事件をめぐって、東林派科道官の楊漣や左光斗、そしてその後輩の科道官魏大中・袁化中らの果たした役割や、魏忠賢の亂政期に於ける崔呈秀・王紹徽・霍維華らの政治的役割もまた活潑であつた。『明史』閹黨列傳の崔呈秀はじめ計三〇名（本・附傳を含む）の中の一七名が科道官であるという事實も、魏忠賢の體制下に於ける科道官の役割が、一定程度活潑であつたことを推察させる。

第五章。明朝最後の皇帝となつた毅宗は、他の皇帝と同様、即位當初には言路開放策を實施したが、この場合も科道官の反駁を呼び

起こした。即ち、滿洲族の侵入や農民叛亂等の危機的情況の中で、黨派的利害の追求に染まつた科道官に彈劾權を一任している場合ではなかつたので、それを宦官にも賦與したり、武舉合格者を科道官に拔擢するなどの新例をつくつた。このことが科道官側の反撥を引き起こしたのである。毅宗の治世一七年間で、閹臣の交替は五〇員に達した。廷臣に對する彼の不信任感を表わしたものが、疑念は科道官に對して一層深かつた。崇禎末年に起こつた「姜・熊の獄」で、科道官が明朝滅亡の直前までの長期間、獄に繋がれたのは、まさにその現われであつた。この事件こそ君主絕對體制下での言官の宿命的歸結であり、限界と言うことができよう。

結論。この部分では、二篇にわたつて述べた内容を、君主絕對體制の下に於ける科道官の言官的役割とその性格を中心に、改めて整理している。そして、著者自身、この研究が科道官の言官的機能の側面を重視するあまり、察官としての性格を疎かにしていることを認めたのち、次のようなことを述べている。

太祖による科官・道官の設置は、君主權維持の爲に監察制度の一環として講ぜられた措置である。ところが、科道官體系の形成・發展は、明朝の守成期・解體期にあつて變化する政治制度的・社會經濟的な現實の要請によつて、上下通情の橋梁のあるいは士意識の代辯的な言路として擡頭したもので、監察制度的性格（察官的機能）が弱まつたことを示している。従つて、その體系化は、言わば太祖の設置意圖に違背するものであつた。このため、清代に入ると、科道官には、言官的握能に代わつて察官的役割が必要とされるようになり、六科を都察院に編入し、給事中を監察御史の上位に位置づけて都御史の管轄下に置いたのである。

評者は、本書の研究対象などについて、十分な専門的知識を持ち合わせていないため、この紹介が重要な論点を正確に把握できているかについては、甚だ心許ない。まして本書の内容についての確に論評することは、とても及ばない。漠然とした若干の感想を述べることによって、取り敢えず、紹介の責を塞ぐことをお許し願いたい。

さて、以上の如き内容を持つ本書で、注目に値する試みは、次の二つであろう。まず第一は、従来、研究が断片的・部分的にしか過ぎなかった科道官について、その體系の形成過程を解明した点である。第二は、形成過程及び言路活動を通じて、明一代の政治史全般を解明しようとした点であるが、とりわけ中期のそれを科道官體系の形成と関連づけて解明しようという試みには意義がある。著者自身も述べるところだが、明代の政治史についての研究は、これまで前期と末期が対象とされ、かなりの成果があるのに比べ、中期については皆無と言ってもよいほどだからである。

少なくともこれらの点に意義が見出せる本書であり、一定の成果は上げられていると思う。しかし、やはり著者自身が述べるように、言官的機能の側面を重視するあまり、察官的役割を軽視し過ぎたようで、そのため、評者には、次のような疑問が生じてしまう。即ち、體系化された科道官は言官としての機能しか果たさなくなったのか、という点である。このような初歩的な疑問が生まれるのは、科道官體系の確立（景泰年間）以前に、すでに言官的機能を大きく擔っていたと述べられているが、著者によって、同じ時期に数多くの彈劾文が兩官から上疏されたことも明らかにされている。即

ち、察官的役割も十分に果たしていたからである。そもそも科道官體系の確立と科道兩官の果たした機能とは、別箇に検討が加えられるべきではないのだろうか。それはともかく、本書を読んだ限りでは、少なくとも察官的役割が體系の確立以後、どのように変わったかを明示する必要があると思われる。

次に、本書全體の敘述からは、道官よりも科官の果たした機能を強調しているように感じられる。しかし、例えば景泰年間に「左鼎の手」「鍊綱の口」と稱され、科官に劣らないほど、道官（左鼎、鍊綱）の活動が活潑な場合も見られた。兩官の言官としての機能は、果たして同じだったのだろうか。その違いについても明確にすべきではなからうか。

また、個々の具體的事例についての検討が不十分ではないかと感ずる部分もある。なかでも、科道官體系の形成の要因として、著者は中期以後の社會經濟的變化を想定し、屢々そのことは指摘している。これは、本書の最も重要な論点の一つであろう。しかし、兩者の連関が明白にされている譯ではない。要因と考えるのであれば、社會經濟的變化の過程で、科官や道官の果たした役割が、それ以前とは質的・量的にどのように異なってきたか、それが言官的活動に如何に反映・強化されていったのか、を解明する必要があるのではなからうか。このことは、明末に於ける黨争と科道官の關係を述べた部分にも當てはまる。即ち、著者は、兩者の密接な繋がりを指摘するが、黨争の展開過程が明確にされてはいないのである。本書が、明一代にわたって科道官の活動を論じたものであるゆえ、已むを得ないのかもしれないが、それにしても上奏の検討などによって、個々の事例をさらに深めるべきではなからうか。

史料についても一言。本書で主に用いられているのは、『明實錄』や『明史』などの所謂官撰の史書である。政治史が研究対象であるから、當然のことであろう。しかし氣になるのは、『明史』の扱いである。なかでも列傳は、著者が盛んに引用している史料で、無論そこにしか見出せない記述もない譯ではない。けれども、言うまでもなく『明史』は清代の編纂物で、『明實錄』などと比べて、明代の記述が加筆・削除された可能性は高い。具體例を擧げることができず、甚だ曖昧な指摘にとどまらざるを得ないが、文集などに目を向け、官撰史書に現われてこない科道官の姿をも想起したうえで結論を下すべきではなからうか。むしろ政治史を対象としているがゆえに、必要なことと考えられる。

本書が、單に政治史を取り扱ったものでないことは、屢々觸れてきた通りだが、敘述の仕方にもう少し工夫があってもよいのではないかと思う。繰り返しの多さと年代を追っての論の展開は、單調さを否めない。

以上で本書の紹介を終えるが、評者の淺學ゆえの力量不足により、著者の深遠かつ重厚な意圖を読み取れなかったことと思う。御

寛容を乞う次第である。

註

- (1) 『歷史學報』二九、一九六五年。
- (2) 「陽明學に於ける『分』の問題——社會思想的性格——」『東洋史學研究』六、一九七三年。「明夷待訪錄」に見える職分論——宋代以來の位・分觀の變遷上から見た——『東洋史學研究』一〇、一九七六年。

- (3) 「明太祖の君主權強化と言路開放策」『高柄翊先生回甲紀念史學論叢・歴史と人間の對應』一九八四年。「嘉靖初、政治對立と科道官——大禮の議を中心に——」『東洋史學研究』二一、一九八五年。「明代前期に於ける科道官體系の形成過程」『東方學志』五一、一九八六年。「明正徳朝の亂政と言官の集團的對應」『東國史學』一九・二〇合輯、一九八六年。

一九八八年二月 ソウル 知識産業社

A五判 三四三頁